

鹿児島労働基準監督署発表
令和8年8月21日（金）

令和8年8月21日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 児 玉 啓
第一方面主任監督官 井手口 真人
(電 話) 099-803-9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～破袋機の開口部に転落防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 磯元 昭二）は、本日、株式会社グリーンジャパン及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和7年11月17日、日置市伊集院町に所在する株式会社グリーンジャパンの工場内において、破袋機に^{はたい}ベールを投入する作業を労働者に行わせる際、破袋機の開口部から転落する危険を防止する措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 株式会社グリーンジャパン
所在地：鹿児島県鹿児島市西陵
事業内容：廃棄物処理業
- (2) 取締役 A

2 違反条文

全て労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第142条第1項（転落等の危険の防止）

同法第27条第1項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

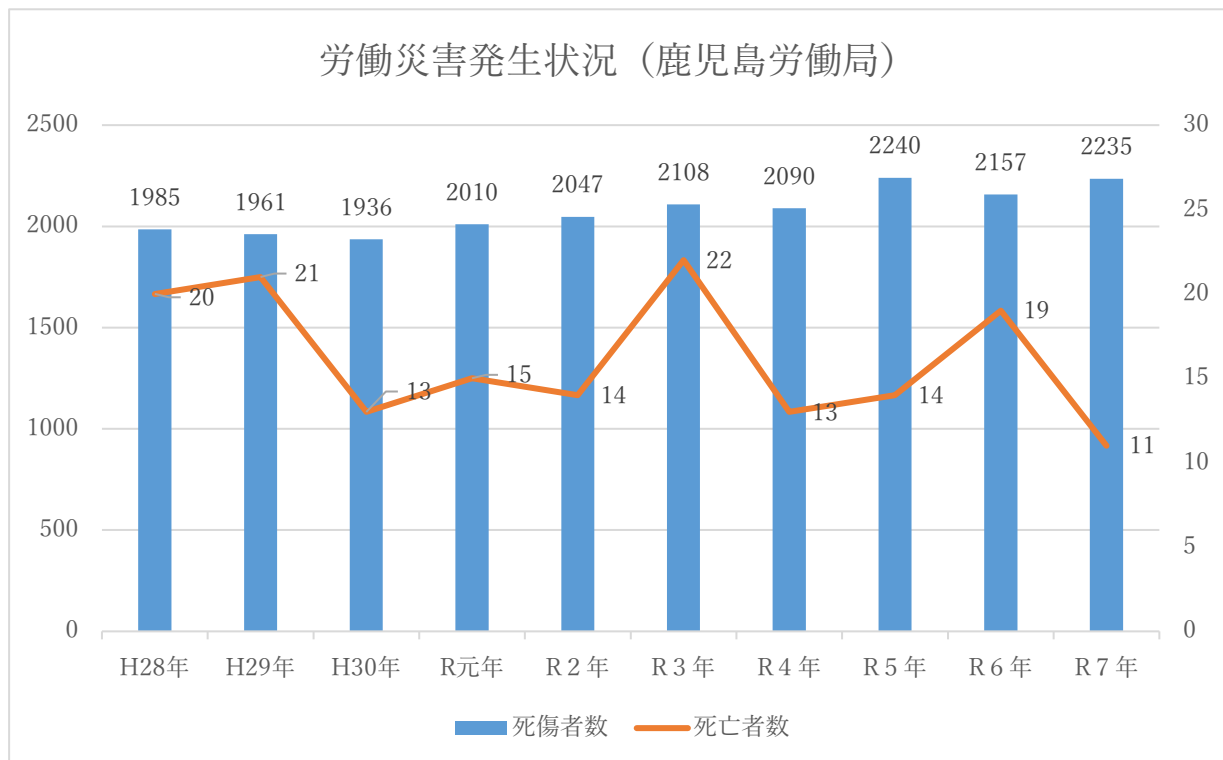
令和 7 年 11 月 17 日、日置市伊集院町に所在する株式会社グリーンジャパン美山加工センターの工場内において、労働者 B がベール（ブロック状に圧縮され、梱包された状態のペットボトルの集積物）を、破袋機（分別作業を行うために使用する粉砕機の一つ）に投入する作業を行っていたところ、労働者 B が破袋機の開口部に転落し、死亡する労働災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、粉砕機又は混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような転落を防止する措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

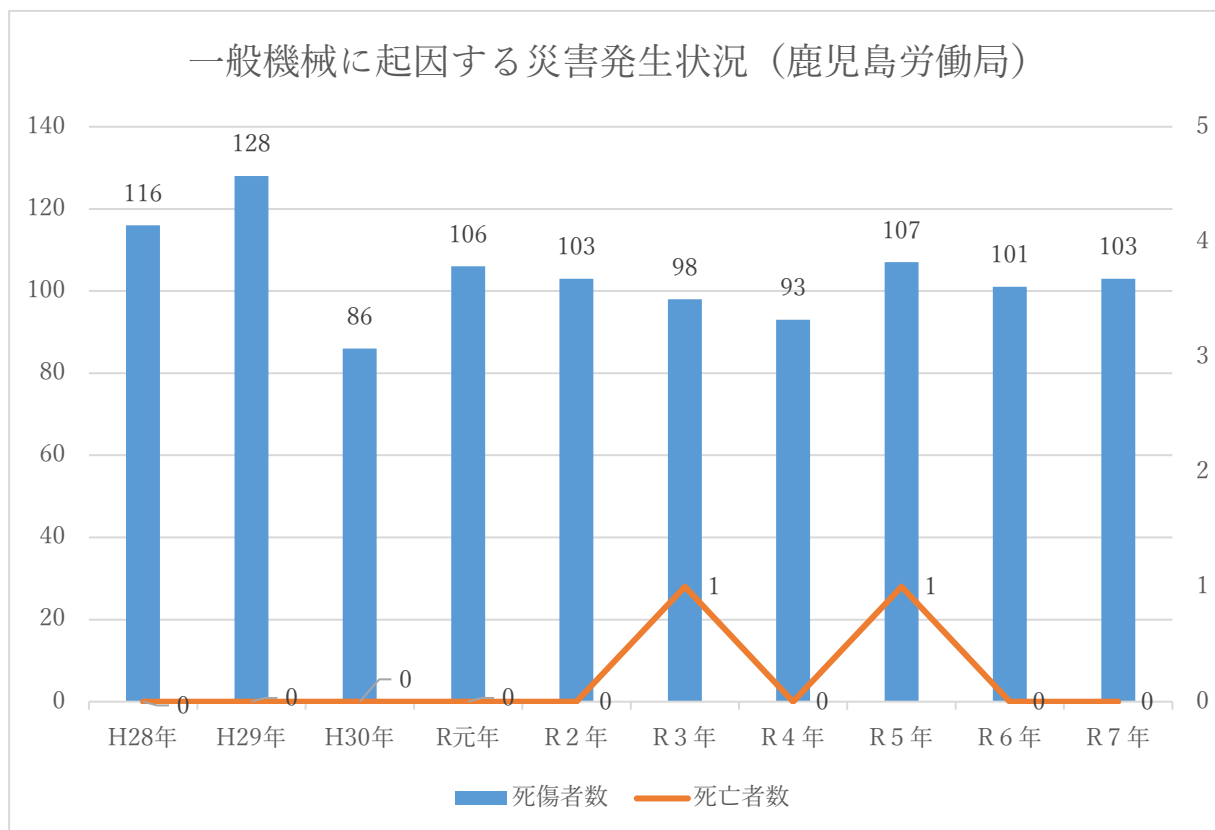
5 参考事項

下記は鹿児島県内における平成 28 年から令和 7 年の労働災害発生状況を示したグラフです。令和 7 年の死亡者数は 11 人で対象期間内で最小でした。休業 4 日以上死傷者数（以下、「死傷者数」という。）は、令和元年から 2,000 人を超え、令和 7 年は 2,235 人でした（※数値は、すべて新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの）。



下記は鹿児島県内における平成 28 年から令和 7 年の一般機械に起因する労働災害

発生状況を示したグラフです。令和7年の死傷者数は103人でした（※数値は、すべて新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの）。



【参考条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2・3号 略）

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の

罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（転落等の危険の防止）

第百四十二条 事業者は、粉碎機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

（第2項～第3項 略）